

公益財団法人鳥根県暴力追放県民センター 女性活躍推進法行動計画

1 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

2 当団体の実情と課題

当センター職員は、事務局長（男性61歳）、事業部長（男性60歳）、事務職員（女性61歳）の3名構成で、すべて正職員。課題は次のとおり。

- ① 理事会・評議員会等の定例会合、県民大会、県内各地での研修・法令講習等により、業務の繁忙・閑散期の緩急がある。
- ② 業務の性格上、暴力相談等に対する日々の受付対応業務が必須であるなど業務の性格上、基本いずれかが事務所に在駐する必要がある。
- ③ 正職員とはいえ、いずれも再雇用であり、勤務の合理化・効率化への改善、働き方改革について再認識（意識改革）が必要である。

3 目標と取組内容・実施時期

目標1 職員相互に補完し合う職員意識と体制確立によるやり甲斐ある職場づくり

【数値目標：補完状況の検証と見直しを4半期に1回は実施する。】

- 令和4年4月
取り組むべき内容（業務分担、補完事項と指導内容、処遇内容、実施時期等）について、職員間で協議する。
- 令和4年4月～（4半期1回）
業務の進捗と相互の補完状況を確認し、業務負担の平準化等も含めた見直しを実施し、職員間で共通認識を図る。
- 令和4年4月～（年1回程度）
休暇取得、職場環境や給与等処遇改善を検討する。
これにより、職員が良好な協力関係のもとに、休暇取得しやすく、何でも言える職場環境を整備し、処遇改善も含めやり甲斐のある職場づくりに努める。

目標2 柔軟な働き方の推進

夏季・冬季フレックスタイム制の実施と業務の繁閑に応じた休暇取得（含む特別休暇）の励行

【数値目標：前年度比20%増の年休取得と夏期休暇（4日）を完全取得する。】

- 令和4年4月
夏季・冬季フレックスタイム制の導入及び年間業務計画に基づく休暇取得計画を検討する。
- 令和4年6月～令和5年2月（以降、年度当初実施期間を定め毎年実施）
夏季・冬季フレックスタイム制の実施する。
- 令和4年6月～令和4年10月（毎年）
夏季休暇の取得
- 令和5年3月（毎年）
休暇取得状況の検証と次年度の休暇取得計画の検討・策定する。

以上